

2013年6月定例会 代表質問

2013年6月21日・宮川えみ子県議

質問

宮川えみ子県議

宮川えみ子です、日本共産党県議団を代表して質問を行います

大震災原発事故を受けて2年3ヶ月が過ぎました。現在も県内外で避難生活を送る15万人を超える方々をはじめ全県民に対する支援を徹底すると同時に、福島県として「原子力に依存しない社会」を求めるというメッセージを発信することが多くの県民を励ますことにつながります。

一、安倍政権の方向と政策について

質問の第一は、県民の暮らしと今後、重大な影響をおよぼす安倍政権の方向と施策についてです。

1、初めに、経済問題について

大震災・原発事故を受けた県民の願いは、原発の安全な収束はもちろんのこと、暮らしの向上、老後・子育ての安心、そして雇用の確保と労働条件の向上です。この観点から見ると、「アベノミクス」と称される一連の経済政策はこの立場に立っているでしょうか。

安倍首相が進める「アベノミクス」の3本の矢の第一は、政府自身が「投機とバブル」をあおって物価をつり上げ、一部の大資産家や投資家だけが儲けをし国民は食料や水光熱費の値上がりで暮らしを圧迫される矢です。2本目の矢は、10年で200兆円ばらまく不要不急の大型公共事業復活と、大企業の新たな減税によって国民に借金のツケを負わせる矢で、3本目の矢は、解雇自由・残業代ゼロの仕組みづくりで雇用ルールのいっそうの破壊の矢です。3本とも毒矢です。

さらに隠された4本目の矢は、中小企業と国民に大打撃を与える消費税10%の増税の矢で、5本目は、医療費窓口負担や介護負担増・年金の削減など社会保障削減の矢で、やはり毒矢です。

暮らしも経済もどん底に突き落とす5本の毒矢は、被災県である当県にとって復旧復興の妨げ以外の何ものでもありません。

最近はこのアベノミクスも、株価と円の乱高下で制御不能になりつつあります。赤旗新聞に登場したソフトウェア会社社長のビル・トッテンさんは、日本はエネルギーのほぼ100%、穀物の7割、食料の6割が輸入で、これらの値上がりに加え、消費税を2

年で倍に上げることは経済を殺すことになると思います。

今、経済政策でやるべきことは、国民の暮らし支援と、働く人の賃金引き上げです。この1年だけでも内部留保を10兆円もため増した大企業の内部留保は270兆円にも上り、その過剰な一部を活用して賃上げをはかること、増税するなら大金持ちほど低い税率を改善するなど、「デフレから脱脚する大道」に立った対策への転換こそが重要です。

安倍内閣の経済政策について、どのように受け止めているか伺います。

消費税増税は、中止を国に求めるべきですが、県の考えを求めます。

2、TPP問題について

3月の交渉への参加表明から今日に至る経過で明らかになったことは、米・乳製品・砂糖など重要農産物の聖域確保の可能性がなくなったことです。BSE輸入規制緩和・米保険会社の営利配慮・米輸入車の手続き台数の大幅緩和などで、アメリカが迫ってきた2国間協議までも約束させられてしまいました。

際限のない譲歩に引きずり込まれ、多国籍企業には都合がいいが国民には失うものがあまりにも大きい内容です。

5月25日、福島市で行われたTPP問題学習会でJA新福島の菅野組合長は「アメリカ言いなりの日本を作るものでしかない」と述べました。選挙の時だけ「嘘をつかない」と言うポスターまで貼って嘘をつく政治に対し、県民の政治不信は極限に達しています。

北海道が独自に試算した影響額は約2兆円を超えています。

TPP参加で、福島県の農林水産業に与える影響額とその影響について伺います。

県はさる12日に「影響は甚大である」として国に申し入れをしましたが、改めて国に交渉参加の撤回を求めるべきですが、県のはっきりした考えをお聞きします

3、憲法問題について

歴史問題では安倍首相が「村山談話」を見直しする、「侵略の定義は定まっていない」と発言して深刻な外交問題を引き起こし、また、維新の会の共同代表の橋下氏が従軍慰安婦問題で国内外から大きな批判を受けています。

憲法問題でも、自民党は、9条をかえ「国防軍」を作り、「アメリカと一緒に海外で戦争ができる国に作り変える」、そのために96条を改定し改憲のハードルを下げようとしています。これには、改正派も反対派も一斉に声を上げ、政権の都合で憲法をころころ変えていいのかと批判が上がっています。

自民党の前の幹事長・古賀誠さんが赤旗新聞に登場し「9条改正の為の96条改正は反対」と述べたことについては、NHKや各新聞にも報道され反響を呼びました。

国際紛争はいつの時代にもあります。それを戦争にしない。これが、現憲法制定以来67年間の歴史です。

憲法9条の改定に直結する96条の改定は、立憲主義を否定するものと考えますが知事の考えを伺います

二、原発問題について

大きな二番目の問題は、原発問題についてです。はじめに、助けを求める声を聴きながら救助活動ができなかった無念の死。避難に伴う患者高齢者がバスの中で・冷たい学校の床の上で亡くなり、追い詰められた農業者が悲観の自殺を図り、なれない避難先での病気悪化での死亡など、1415人の関連死が認定され、また、故郷を追われた15万人もの人たちの苦悩を見ず、自民党の高市早苗政調会長が原発事故の死亡者は出ていないと発言したことについて、日本共産党は、政権党幹部としての資格はない、安倍政権全体の問題であると厳しく指摘します。

安全神話を振りまき続け福島原発事故を引き起こしたかつての政権が、またもや、しやにむに再稼働だ、輸出だと暴走を重ねていることにも強く抗議をいたします。

撤回陳謝をしたと言いますが、それで済むのかと言う抗議の声、このような人物が作る政策を福島県民は信用しない、知事は直接抗議をしないのか、と言う声が寄せられていることも申し上げておきます。

1、復興庁の在り方と「子ども・被災者支援法」について

復興庁の幹部が「ツイッター」で大震災の被災者らへ暴言を繰り返していた問題は、幹部の資質に加え政府の復興への取り組み姿勢そのものに疑問を投げかけました。

特に、「子ども・被災者支援法」に関して、「白黒つけずに曖昧なままにしておくことに関係者が同意。こんな解決策もある」とつぶやいたことは、県民の大きな批判を受けています。

この問題は、復興庁はもちろんのこと、国の姿勢が根本的に問われるものですが、県の考えを求めます。

「子ども・被災者支援法」は成立から1年近くたった今も、内容が具体化していません。あらためてこの法律による基本方針では、線量で線引きするのではなく少なくとも福島県については全県民を対象にすることを基本にし、早期策定を国に求めるべきと考えますが県の考えをお聞きします。

2、汚染水処理対策と事故収束作業について

大事故を起こした福島第一原発は、溶け落ちた燃料を冷やし続けなければなりません
が、この冷却水に地下水が毎日400トン流れ込み汚染水が増え続けています。東電は
流入を防ぐため、地下水を途中でカットして海に放流したいとしています。

しかし、この問題は次のようなことが懸念されます。

流入する地下水を手前で汲み上げたとしても、圧力の関係から逆に原子炉建屋から外
部に汚染水が漏れ出す懸念があり、流入を一日400トンを300トンに減らすことに
過ぎず根本的解決にならない。地下水と汚染水の区別をどうするのか、海洋放出を念頭
においた東電任せでなく、国家的・世界的な技術と資金力の集中で解決しようという立
場に立てるのかと言う事です。

また、被害者の県漁連に判断を求めること自体が、国・東電の責任逃れであると考え
ます。

まず、県は汚染水の現状についてどのように認識しているか伺います。

地下水であろうと放射性物質が含まれている現状では、汚染水と同様に海洋放出を認
めるべきではないと思いますが、伺います。

国の責任を明確にし、国が汚染水対策に全責任を持つよう求めるべきですが、お答え
ください。

3、現地対策本部設置について

福島原発事故は、2年たって仮設設備による問題が次々と発生しています。冷却水の
循環系統の配電盤にネズミが入り込んで引き起こした事故や、汚染水の相次ぐ漏えいや
増え続けている問題、熟練原発労働者の確保の困難、原発敷地内に入れれば放射能汚染
で他では使えなくなるため、廃棄寸前のような機器類使うことによる作業の非効率化と
相次ぐ事故など、危機的状況を脱するどころか次々と問題を引き起こしています。東電
が収束作業にかかる経費を圧縮してきていることがその大きな要因です。

私もさる3月9日に第一原発を視察しましたが、3号機のわきをバスで通っただけで
毎時1000μシーベルトまで針が跳ね上がり、津波の瓦礫は散乱し、車はひっくり返
ったままで、収束作業どころか近づくこともできない状況です。

仮設設備での対応を放置せず、国の責任で本設化を進めることについて、さらに、汚
染水対策と、廃炉作業のために「現地対策本部」の設置を国に求めるべきと考えますが、
答弁を求めます。

4、国の新「規制」基準について

安倍政権は、福島原発事故を収束できないまま原発を再稼働しようとしています。

原子力規制委員会が「新基準」を前倒しで7月8日に施行するとしています。「新基準」は、“過酷事故は起きます。放射能は出ます。それでも動かします”という考えです。

地震や津波は各原発ごとに数値は示さず、相次ぐ活断層は地表に「ずれ」が現れていなければ認めるというものです。

列島全体がプレート境界付近に位置し、活断層だらけの日本の実態を一顧だにしないのが（新しい）規制基準の実態です。

規制庁は原発再稼働を促進させるために間に合せの基準作りを進めていますが、福島原発の収束作業にこそ全力を挙げるべきです。

福島の原発事故の収束に関して、規制庁は現場の体制を強化したと言いますが、2人増やただけでたった10人体制です。

福島県の原発事故を安全に収束させるために、規制庁はもっと全精力を傾けるよう国に求めるべきです。

また、再稼働ありきの新「規制」基準は、これだけの被害を受け続けている福島県民にとって到底納得のいくものではありません。撤回を求めるべきと思いますが考えを伺います。

5、全基廃炉について

今年1月の地元新聞の世論調査では、75%以上の県民が県内全基廃炉と回答していますし、県内59市町村中52市町村が（全基廃炉を求める）意見書や決議を挙げています。

「県内原発の全基廃炉」について知事は、さる12日に2014年度の政府予算要望として政府・関係省庁に書面で求めましたが、首相は「全基廃炉」について明言したのかどうか、伺います。

6、収束宣言について

民主党が出した収束宣言を安倍政権は撤回していません。「原発事故はもう終わったこと」と事実をゆがめたメッセージを国内外に発信して、事故を風化させ、様々な支援や賠償も「収束」の方向に舵を切り、原発を再稼働しようとしています。徹底した除染・全面賠償・安心した健康管理が進まない根底に「収束」宣言があります。

県はこれまでも「事故の収束とは程遠い。県民感覚からかけ離れている」と答弁しています。県議会も撤回を求める意見書をあげています。

「収束宣言」の撤回を書面で求めるべきですが、知事の見解を伺います。

7、原発労働者について

①危険手当について

原発労働者の労働条件が悪ければ事故収束ができないと東電も国も言います。しかし実態はそうではありません。特に、最近では東電のコスト削減がひどく原発労働者からは切実な問題が提起されています。危険手当が届かない、賃金が引き下げられた、宿舎の費用が自己負担にされたなど労働条件が悪くなって、熟練労働者が減り続けています。

今では経験者が全体の2割とも言われ「ドライバーってどれですか」など冗談のような質問さえあると聞きます。

また、東電のコスト削減で技術を持った会社が倒産の危機にさらされています。

県もこれまで関係機関を通して改善を求めてきたと言いますが、改善されるどころかひどくなる一方です。

労働者の日当は1万円程度の例も多く、それ以下の例もある安い賃金です。

東電の危険手当などの積算や金額を公表し、その手当が労働者に届いているかどうか個別に確認をすることを、国と協力して行うべきと思いますが伺います。

②がん検診等は、被ばく線量100ミリシーベルトを超えた原発労働者に行われることになっていますが、ほとんどの労働者が検診できていません。対象者全員の検診を行い、精神面での対策も含め、被ばくで病気になった可能性があれば医療費を無料にして生活の保障をするよう東電と国に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

③「マスコミの取材には応じるな」などの念書を書かせられる労働者もいます。

東電は請負会社と従業員の雇用契約については関与できないとしていますが、先ごろタンクローリーからタンクローリーに軽油を移し替えるという危険で違法な行為を労働者が告発し爆発事故などを起こす前に改善されたことなどは重要なことです。

労働者の自由な発言が安全性を高めるために不可欠と考えます、そのための対策をどのように考えているのか伺います。

8、原子力損害賠償問題について

①原子力損害賠償紛争審査会の実態についてです。

避難区域の現状は目を覆うばかりです。調査では、ある方は一時帰宅の時、箆笥の引き出しをあけたとたん到大ネズミが飛び出し、中には子ネズミがぞっくりいた、柱は食われてボロボロ、ネズミを狙って蛇が入り込んでいる、豚・ネズミ・牛の糞と、恐ろしい状況で涙も出ないと言っていました。

新たな地に居住を求めたいと思っても、100坪の宅地・家屋・物置を含めて、賠償金がわずか600万円しかないという人もいます。

原子力損害賠償紛争審査会に対し、避難指示区域の調査を継続して行うよう十分な調

査を求め、再取得可能な財物賠償になるよう、指針の見直しを求めるべきですが、県の考えを伺います。

5月13日の復興共同センターの交渉では避難指示がある無しにかかわらず、“外で子どもが遊べない。プール遊びもできない”と言う母親や保育士の声に東電は「相当因果関係があると言えない」と言いました。さすがに、同席していた文科省も「違和感を覚える」と答えざるを得ない有様です。

浪江町では東電の賠償の不十分さをADR（紛争解決センター）に申し立てて、わずか3週間で1万人以上の町民の申し立てを組織しました。これは東電の賠償基準が不当であり、同時にADRの在り方と対応がきわめて不十分であることを突き付けたものです。

原子力損害賠償紛争審査会に対し、避難指示区域以外の地域についても十分な調査を行い、住民の声を聴く機会を設け、精神的損害の指針を見直すよう求めるべきですが、県の考えを求めます。

②消滅時効の撤廃について

日本弁護士連合会が4月18日に発表した「東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効について特別措置法を求める意見書」では、前段に事故による被害はいまだに全容が明らかではなく収束の見通しもたたない中、最短で来年3月11日に時効が成立するとなれば11ヶ月しかないと述べ、被害の深刻・広範・継続性、被害の潜在性、東電の見解の不十分性などを指摘し、特別の立法措置を講じるべきと結論づけています。

5月29日に成立した賠償にかかわる法律では、ごく一部の救済しかできず、付帯事項を付けざるを得ませんでした。期限が迫っています。「原発事故による被害については時効を設けない」とする立法措置が必要と思いますが伺います。

9、除染について

4月末に出された住宅除染調査では、23、197戸しか行われていません。除染がこのように進まないとききらめや否定的な考えも出てきます。しかし、除染が進まないと安心して住み続けられないことも確かです。

除染が進まない原因を市町村ごとに分析し、国に必要な対策を求めるべきです。

- ①除染が進まない原因の一つに除染労働者の問題があります。除染労働者の設計労務単価が（今年度から）15、000円となり、3、300円引き上げられました。今年4月に引き上げられた除染作業員の設計労務単価が発注済みの事業を含めて適

切に適用されるよう、市町村等に周知徹底すべきと思いますが県の考えをお聞きします

また、警察はハローワークなど関係機関と情報共有するなど、暴力団の除染事業への介入を許さない取組みを行うべきと思いますが、伺います。

- ② 自主的に行われた除染費用に対し、国の責任で早急に支払う仕組みを作るよう国に求めるべきですが、伺います
- ③ 除染にあたっては、年間追加被ばく線量を1ミリシーベルト以下にするべきとの基準を、ゆるめることがないよう、県が立場を堅持すべきと思いますが伺います。

10、県民大集会の開催について

原子力の安全な収束・賠償・除染問題等も含めて県民が一丸となって国に求めていく時です。

オール福島の声为国に届けるために県民大集会を開く時だと思いますが、県の考えをお聞かせください。

三、雇用拡大等と再生可能エネルギーについて

大きな三つ目は、産業復興と雇用拡大、再生可能エネルギーの促進についてです。

国の制度も本格的に動いていく時期です。中小企業の復旧・復興支援を強化し、雇用拡大を徹底させる時です。

1、緊急雇用創出事業について。

復興事業として実施されている緊急雇用創出事業が、今年度で廃止になるのではないかと、その中の一つである県の絆事業も今年度で終わりにされるのではないかと懸念されています。昨年も同様で1年延長されましたが、避難者に寄り添う絆事業は、復興の大事な分野です。

緊急雇用創出事業について、1年ごとの見直しではなく長期化に見合う事業とするよう国に求めるべきですが県の考えを伺かがいます。

2、安定的な雇用拡大について

被災者等の雇用の創出では、昨年度は目標を上回る実績となりましたが、短期雇用が多く、今後、安定的な雇用創出が求められています。

安定的な雇用創出についてどのように取り組むのか伺います。

3、中小企業等グループ補助金事業について

県は今まで通り県内全域を求めていましたが国は津波・原発に限るとし限定的になりました。しかし、これから取り組みたいという事業者も多いし、この制度を知らなかったという方もいます。

事業者が頑張るということが雇用の拡大や今後納税の義務を果たして貢献できるという事につながります。

希望する事業者に対応できるように十分な周知と、丁寧な支援を求めるものですが県の考えを伺います。

4、再生可能エネルギー拡大策について

小水力発電を進めるための支援をどう取り組むか伺います。

住宅の太陽光パネル設置費用の補助額の引き上げと、低金利の融資制度を創設することについて伺います

再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりを推進する条例を作り、推進すべきですが伺います

5、富士通離職者支援について

富士通は400人を超える離職者を出すとのことですが、離職者の再就職支援の取り組み状況について伺います。

富士通に対しての雇用維持を図るために、あらゆる措置を講ずるよう申し入れるべきと考えますが伺います。

四、県民の健康管理と子育て支援について

大きな四番目は、県民の健康管理と子育て支援についてです。

災害関連死は、被災3県中一番多いのが原発事故の被害を受けた本県です。その大きな要因になっている医療福祉分野の遅れの根本的見直と、きめ細かな対策が早急に求められています。

1、公的な医療体制の構築について

福島県の医療は、危機的状況を通り越して崩壊だと言われていています。医師不足は言うまでもなく、看護師介護士不足も深刻で、夜勤が月8回～9回、時には10回と言う条件で働いている人もいます。県はこれまで県立病院を次々なくし、看護師養成所を廃止し、県の責任を放棄してきましたが、そこに原発事故が襲いました。

県立医大との懇談でも、医療をめぐる状況が劇的に変わってきている、原発での放射能問題は長期的観点で見ると必要があるが、避難の中で体を動かさない生活が問題。ガン・認知症などが多くなり問題はすぐ出てくると言います。避難生活での健康対策では、県のリーダーシップが重要です。

県立病院の統廃合をやめて政策転換を行い、公的な医療供給体制の要と位置付け再構築をすることが必要と考えますが、県の考えを伺います。

2、児童相談所の抜本的改善について

次に、浜児童相談所の虐待相談件数は、2010年度・震災前は、通告件数で144件・うち受け付けは59件で、2012年度・震災後は、通告件数で235件・うち受け付けは102件で、受付では1.73倍になっています。原因は多様で特定できないが避難家族に多いようで、3割くらいは短期間でも避難を経験していると言います。

一時保護児童数も同じく1.23倍になっていて、管内人口が激減している中で児童虐待受付件数、一時保護児童数とも震災前より増加しています。

また、築44年の施設設備は老朽化に加え、相談件数や一時保護の増加でこれまでも厳しかった施設全体の狭さが深刻になっています。相談用の部屋不足・一時保護では子どもの活動スペースが1室だけで幼児室がなく居室は3部屋だけで、国の基準から見れば12人の定員なのに6人分のスペースしかない状況です。夜間の児童補助員の部屋はなく、児童と個別にかかわる部屋もありません。最近では放射能の食品検査のために、使える部屋がさらに一つ減りました。

浜児童相談所についてですが、児童福祉司の増員を求めますがいかがですか、伺います。建て替えも含めて施設の改善が求められますが、県の考えをお聞きます。

県内児童相談所全体についてですが、児童虐待受付件数は、震災前と比較してどのようになっていますか。

福島県の児童福祉司の人口あたりの配置人数が全国ワースト5です。児童相談所に、児童福祉司の大幅な増員が必要と思いますが、伺います。

3、国保事業について

国は国保事業を県に移行する方向で検討しています。市町村は、国保税の値上げに苦しむ市町村民に対して一般会計から補助を行うなど様々な支援を行って負担軽減をしています。県への移行と言うことになれば、これらが無くなりますから、県が何らかの対応をしなければ事態は深刻になります。

また、今まで市町村は国保税回収に苦しんできました。なぜなら10万円しか収入がないのに1割も税がかかる例があるなど、国保税独特の逆進性があるからなのです。

県は国民健康保険事業の都道府県への移管には反対すべきですがいかがですか、伺います。

現状でも厳しい各市町村国保財政に対して、住民負担が増えないよう、県独自の拠出金制度の創設を求めますが、県の考えをお聞きし、質問を終わります。

答弁

一、安倍政権の方向と政策について

知事

宮川議員の御質問にお答えいたします。憲法問題についてであります。

日本国憲法の施行から66年が経過いたしました。日本が戦争の惨禍から立ち直り、今日の繁栄を手にすることができたのは、国民のたゆまぬ努力はもちろん不戦の誓いを掲げた憲法の制定によって、平和を希求する国家として国際社会からの信任を得たことが大きかったからであると考えております。

私は、戦後日本の道しるべである現行憲法の改正には、主権者である国民全体による幅広く深い議論が不可欠であり、そうした丁寧な道筋を経ていくべきであると考えております。

商工労働部長

安倍内閣の経済政策につきましては、「金融政策」、「財政政策」、「成長戦略」を一体として展開し、日本経済の再生を図ろうとするものであり、県内では、円安に伴う燃料や原材料の高騰による影響がある一方、景気回復に向けた期待感は引き続き大きいものがあると受け止めております。

今後は、先週に策定された成長戦略を着実に実行し、景気を確かな回復軌道に乗せることが重要であると考えており、県といたしましても、本県産業の復興に向けて、この成長戦略を取り込みながら、医療関連産業など、将来を担う新たな産業の更なる育成・集積を図ってまいります。

総務部長

消費税増税につきましては、国において、法に基づき経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずることとされており、本県が取り組む復興・再生への歩みを止めることのないよう、震災・原子力災害の影響や地域経済の状況に十分配慮の上、判断されるものと考えております。

農林水産部長

T P Pが本県農林水産業に与える影響につきましては、さきに政府が公表した統一試算を基に、本県の実情に当てはめて、関税撤廃になった場合の試算を行った結果、農林水産業の生産減少額が約738億円、これに伴う地域経済への影響が約303億円、合計で約1411億円と算出しております。

これは、一定の仮定の下での試算であるものの、関税が全て撤廃され何の対策も講じ

られない場合には、本県農林水産業に甚大な影響があるものと考えております。

企画調整部長

T P P交渉につきましては、これまでも国民的な議論を十分に尽くした上で、慎重に対応するよう国に求めてまいりましたが、本年3月、政府は、交渉への参加を表明したところであります。

県といたしましては、国に対し、被災地域の復興に最優先で取り組むこと、交渉内容に関する十分な情報提供を行うこと、地方の基幹産業である農林水産業が将来にわたり持続的に発展していけるよう再生強化に向けた対策を講じることなどを今後とも強く求めてまいる考えであります。

二、原発問題について

知事

原発事故の収束宣言についてであります。

ステップ2の完了は、事故の完全収束に向けた通過点に過ぎないものと認識しており、国に対し収束していない旨を再三申し上げてまいりました。

また、安倍総理は、「とても収束と言える状況ではない」との認識を繰り返し示しております。今月12日の国への要望活動におきましても、私は総理に対し、原発事故は収束していないことを前提にしっかり対応するよう申し上げたところ、総理からは、廃炉に向けて、東京電力任せではなく、国も責任を持って、安全を最優先に進めるとの回答があったところであります。

県といたしましては、事故の完全収束に向け、国が前面に立ち責任を持って、中長期ロードマップに基づく取組を安全かつ着実に進めるよう引き続き、強く求めてまいります。

企画調整部長

復興庁幹部職員のツイッター問題につきましては、大変遺憾なことであり、先日、復興副大臣に対し、副知事から抗議の意を表したところあります。

次に、県内原発の全基廃炉につきましては、先の政府予算要望において、知事から安倍総理に対し、国の責任において決定するよう求めたところありますが、総理から、全基廃炉に対する明言はありませんでした。

生活環境部長

汚染水の現状につきましては、原子炉建屋等に流入する一日約400トンの地下水が新たな汚染水として増え続けており、廃炉を進めていく上で、汚染水処理対策が喫緊の最重要課題であり、東京電力はもとより、国が前面に立ち、責任を持って取り組むこと

が重要であると考えております。

次に、地下水バイパス計画につきましては、東京電力はもとより、国が前面に立って漁業関係者を始め県民に、分かりやすく丁寧に説明し、理解を得ることが必要であるとと考えております。

次に、汚染水処理対策につきましては、これまで、国に対し、汚染水全体の処理計画を見直し、対策に万全を期すよう求めてまいりました。

国は、汚染水処理対策委員会において、5月30日に、陸側遮水壁を始めとする地下水流入抑制対策の方向性を取りまとめ、今月中にも中長期ロードマップに反映することとしており、国が前面に立ち責任を持って、汚染水処理対策に安全かつ着実に取り組むよう、引き続き、求めてまいります。

次に、福島第一原発の仮設設備につきましては、仮設電源盤への小動物の侵入により停電が発生し、使用済燃料プールの冷却が停止するなど、県民の不安を招くトラブルが続いたことから、国に対して、仮設設備の本設化による信頼性の向上やリスク管理の徹底を東京電力に求めること、さらに、国の責任において、その取組をしっかりと確認することを要請してきたところであり、引き続き、廃炉安全監視協議会等により、国及び東京電力の取組状況を確認しながら、仮設設備の本設化による信頼性の向上を求めてまいる考えであります。

次に、福島第一原発の汚染水処理対策と廃炉作業につきましては、これまで、国に対し、東京電力の取組に対する監視体制を強化するとともに、国が前面に立ち責任を持って、廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進めるよう、求めてきたところであり、引き続き、国が総力を挙げて取り組むよう求めてまいる考えであります。

次に、原子力規制庁につきましては、福島第一原発を特定原子力施設に指定し、施設全体のリスクの低減を図る観点から、熔融燃料の取り出し・廃炉など措置を講ずべき七つの事項を示し、これらの事項に基づき、東京電力が行う取組の技術的妥当性の評価・検討を行うとともに、現場において、検査・確認を行っているところであります。

県といたしましては、原発事故の完全収束に向けた取組が、安全かつ着実に進むよう、監視体制を強化し、専門的な知見に基づき、しっかりと監視を行うよう、引き続き求めてまいります。

次に、新規制基準につきましては、本県の原子力発電所は全基廃炉を求めているところであり、国に対し、廃炉に向けて、必要な安全対策が的確に講じられるよう引き続き、求めてまいります。

次に、危険手当などの取扱いにつきましては、雇用契約に基づき労働者と雇用主との関係の中で確認されるべきものと考えております。東京電力においては、労働者を対象に就労環境に関するアンケート調査を行い、その結果を基に、請負企業に対し、労働条件の説明の徹底を要請しております。

県といたしましては、このような取組を通じて、労働者の適正な労働条件が確保され

るよう、国の関係機関と連携を図りながら、東京電力に対して求めてまいります。

次に、原発労働者の検診等につきましては、国が平成23年10月に策定した指針に基づき、国と事業者は、被ばく線量に応じたがん及び白内障の検査やメンタルヘルスクエアを含めた健康相談を、また、東京電力は、国の指針に上乗せした対応を、実施することとされております。

県といたしましては、引き続き、国及び東京電力において、これらに確実に取り組むよう求めてまいります。

次に、原発労働者の発言につきましては、作業の安全性や発電所の安全を確保する上で、重要なものと考えております。

このため、東京電力が設置している社外弁護士相談窓口や、原子力規制委員会が設置している原子力の安全上の問題に関する情報の申告窓口などの活用について労働者へ周知・徹底するよう、また、相談・申告した労働者が不利益を被らないよう、国及び東京電力に求めてまいります。

次に、除染の設計労務単価の引上げにつきましては、今回の単価改定に伴い、履行期間内に急激な価格変動が生じた場合に発注者又は受注者が業務委託料の変更を請求できる、いわゆるインフレスライド条項が発注済みの事業についても、一定要件の下に適用が認められることを市町村に周知するとともに、相談のあった市町村に対しては、個別具体的に丁寧に対応しているところであります。

自主的な除染の費用につきましては、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第二次追補において損害賠償の対象として認められております。

県といたしましては、4月に開催した原子力損害対策協議会や今月12日に実施した国への提案・要望において、それら費用が迅速かつ簡易に支払われる仕組みを国の責任の下で速やかに構築するよう要望したところであり、今後とも機会を捉えて国に強く対応を求めてまいります。

次に、除染目標につきましては、福島復興再生基本方針の策定に当たって、除染特別地域においても汚染状況重点調査地域と同様に追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下を長期目標とするよう国に求め、基本方針に明記されたところであり、原子力災害からの復興及び再生のためには、年間1ミリシーベルト以下を目指すべきものと考えております。今後も、基本方針を踏まえ、目標の実現に向け、国が最後まで責任を持って取り組むよう求めてまいりる考えであります。

次に、オール福島の声为国に届けることにつきましては、これまで、国への提案・要望活動、復興に向けた緊急要望などを行い、県民の置かれている厳しい状況やその思いを訴えながら、県内原子力発電所の全基廃炉や事故の完全収束を始め、賠償、除染などについて、国の責任の下、確実に取り組むよう繰り返し求めてまいりました。引き続き、本県が抱える課題の解決に向け、あらゆる機会を捉えて、国に対し、県民の声や思いを強く訴えてまいります。

原子力損害対策担当理事

子ども・被災者支援法につきましては、本県の実情や被災者の意向が反映された支援施策の充実と必要な財源措置を国に対し求めてまいりましたが、これまでの本県の要望を受け、母子避難者等に対する高速道路の無料措置等が実現したところであります。

県といたしましては、今

後とも、基本方針の策定を含め、被災者に寄り添ったきめ細かな支援施策が早期に実施されるよう、強く働き掛けてまいりたいと考えております。

次に、避難指示区域の損害につきましては、4月に開催した原子力損害対策協議会において知事から強く要請し、原子力損害賠償紛争審査会による二度にわたる現地調査が行われたところであり、審査会の委員には、雨漏りやねずみ等の動物被害など、賠償と被害の実態とのかい離を実感していただけたものと考えております。明日、福島市で開催される審査会においては、被災地の現状を十分に踏まえた上で、財物損害への対応に関する「指針」の追加、見直しを行い、被害者の生活再建に資する賠償がなされるよう求めることとしております。

次に、避難指示区域外の損害につきましては、明日の審査会において、市長会、町村会の代表と共に、知事から、被害の実情や賠償の課題を訴え、精神的損害を含め、県内で生じている様々な損害が最後までしっかりと賠償されるよう求めることとしております。なお、明日は、県からの要請により、審査会の委員には福島市内も調査していただくこととしており、今後も現地の状況を十分に踏まえた上で議論がなされるよう求めてまいります。

次に、原子力損害賠償の消滅時効につきましては、3年という期間が、被害の実態に適合していないとの考えの下、国に対し、法制度の見直しも含めた対応を要請してきたところであります。

こうした取組によって、国においては、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立てが時効の一定の中断事由となる特例法を成立させたところでありますが、法の適用を受ける被害者が限定されているなど、課題もあることから、新たな法的措置の検討など特例法の附帯決議を踏まえた対応がしっかりとされるよう要請してまいりたいと考えております。

県警本部長

暴力団の除染事業への介入を許さないための取組につきましては、環境省除染事業等暴力団排除対策協議会や関係自治体、除染事業組合等と連携して、対策を実施しております。ハローワークにつきましても、除染等復興関連事業の求人等に暴力団の関与が疑われる場合、情報提供をいただけるよう連携を図っております。

県警察といたしましては、引き続きこれら関係機関等と連携し、暴力団の除染事業へ

の介入を許さない取組に努めてまいる考えであります。

三、雇用拡大等と再生可能エネルギーについて

商工労働部長

緊急雇用創出事業につきましては、被災求職者の多様な雇用機会を確保する上で引き続き重要と考えており、国に対し、来年度以降の継続実施について強く要望しているところであります。

次に、被災者等の安定的な雇用創出につきましては、本県産業の復興に合わせた雇用の受皿づくりを進めるため、これまでも、被災企業の事業再開等への支援を始め、企業立地補助金等を活用した工場等の新增設の促進、さらには、産業施策と一体となった雇用面からの企業支援などを行ってまいりました。

今後とも、被災者等の安定的な雇用創出に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、中小企業等グループ補助金につきましては、事業者の準備期間を考慮し、今年度から、公募の発表から申請開始日まで一定の期間を置くとともに、年間の公募予定時期をあらかじめ示すことにより事前の周知に努めております。

また、市町村、商工団体等と連携して各方部における説明会の開催やグループ編成等に関する個別相談の実施などの支援を行っているところであり、今後とも、被災企業の事業再開に向け、きめ細かな取組を進めてまいる考えであります。

次に、離職者の再就職支援につきましては、先月開催された会津地域雇用対策連絡会議に県も参加し、関係機関による支援について協議を行ったところであります。県といたしましては、就職応援センター会津若松窓口において就職相談や職業紹介を行うとともに、テクノアカデミーが実施する職業訓練を活用するなど、離職者の実情に応じたきめ細かな再就職支援に取り組んでまいります。

次に、富士通に対する雇用維持の申入れにつきましては、これまでも同社に対し、雇用の維持・確保を強く要請してきたところであり、今後も、地元自治体等と連携しながら、雇用確保や事業の継続について、引き続き、要請してまいる考えであります。

企画調整部長

小水力発電の導入拡大につきましては、水資源に恵まれた会津地方を始め、広大な県土を有する本県のポテンシャルは高いことから、再生可能エネルギーの推進を図る上で重要であると認識しております。県といたしましては、これまでの事業可能性調査に加え、実施設計を補助対象にするとともに、再生可能エネルギー推進センター等との連携による相談機能の強化、さらには、県有ダム等の有効活用など、小水力発電の更なる導入拡大に積極的に取り組んでまいる考えであります。

次に、住宅用太陽光発電に係る県の導入補助につきましては、1キロワット当たり3,500円の補助単価や、8億円を超える予算規模のいずれも全国でも高い水準にありま

す。県といたしましては、市町村独自の補助制度や民間の融資制度などの紹介を併せて行うなど、現行制度の効果的なPRにより、住宅用太陽光発電の更なる普及拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、条例の整備につきましては、本県の総合計画において、再生可能エネルギーの導入拡大を主要施策に位置付けるとともに、今年2月には、当面3年間の行動計画となるアクションプランを策定したところであります。県といたしましては、これらの計画に掲げる具体の施策に迅速・着実に取り組むことで、再生可能エネルギーの推進を図ってまいりたいと考えております。

四、県民の健康管理と子育て支援について

病院局長

県立病院につきましては、国の公立病院改革ガイドラインに基づき、福島県県立病院改革プランを策定し、地域医療の再編・ネットワーク化のための会津医療センターの設置など良質な医療の提供と経営の健全化に努めてきたところであります。

引き続き県立病院としての使命を果たすため、医療需要の動向や求められる役割を踏まえながら新たな改革プランを策定し、地域医療の安定的供給に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

子育て支援担当理事

お答えいたします。浜児童相談所の児童福祉司につきましては、相談件数の動向などを考慮しながら配置をしており、今年度、1名増としたところであります。

次に、浜児童相談所の施設につきましては、これまで、一時保護所の床やちゅう房、園庭の大型遊具等について、必要に応じて改修を行ってまいりました。

今後とも、適時適切な改修を行いながら、施設環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、児童相談所における児童虐待受付件数につきましては、平成22年度が235件、平成23年度が262件、平成24年度が290件となっており、震災前の平成22年度と比較して、それぞれ、27件、55件の増加となっております。

次に、児童相談所の児童福祉司につきましては、震災後増員しており、今後とも、複雑困難化する相談の動向などに配慮しながら、適正配置に努めてまいりたいと考えております。

保健福祉部長

お答えいたします。国民健康保険事業の都道府県への移管につきましては、国保の構造的課題の抜本的解決を図った上で保険者の在り方について議論するよう、全国知事会等を通して、今後とも国に求めていくと考えております。

次に、市町村国保に対する県の拠出につきましては、現在、市町村の財政力の不均衡を調整するための調整交付金による助成を始め、構造的に低所得者層の割合が大きい市町村国保の負担軽減を目的とする保険基盤安定制度に基づく支援などを行っているところであり、新たな制度の創設は困難と考えております。

再質問

宮川えみ子県議

知事に再質問いたします。収束宣言の撤回についてです。収束宣言の撤回を求めることについては、日本共産党県議団はこれまで6回にわたって議会で求めてまいりました。去る2月議会の総括審査会でのわが党の質問では、生活環境部長は、第一原発について、原子力災害対策特別措置法にもとづき、原子力緊急事態宣言が続いていると答えていません。

原発の実態も引き続き「緊急事態」の状況です。私が求めたのは、言葉だけではだめだと思えます。10基廃炉も文書で求めたのですから、収束宣言も文書で求めていただきたいのですが、再度答弁を求めます。

次に生活環境部長に再質問いたします。汚染水対策についてです。東電は19日、福島第一原発2号機タービン建屋の海側に設置した観測用井戸から、国の基準の30倍以上の放射性ストロンチウムと、同じく8倍以上のトリチウムという、高濃度の放射性物質を検出したと発表しました。これは地下水です。地下水と言えど汚染水です。敷地内から出るものは、安易に放出させるわけにいかないことは当然です。昨日のいわき市議会でも、市は「地下水の海への放流は認めない」と答弁しておりますが、このことについて、再度はっきりした答弁を求めます。

また東電が、トリチウムの濃度を5月30日に判明していたが公表しなかったことについて、どのように考えているか答弁を求めます。

引き続き生活環境部長にお聞きします。県民大集会についてです。知事に答弁を求めましたがかないませんでした。知事も原子力災害で本県が困難を抱える一方、全国的には事故の風化や矮小化の動きがあると強い危機感を持っているといいます。全基廃炉は県民の総意。国は収束宣言も撤回しない。汚染水問題も深刻。賠償も全県民対象になっていない等々。だからこそ今、県民の総意を示すときだと思えます。再度県民集会を開くことを求めますが、伺います。

同じく生活環境部長にお聞きします。国の「新規規制基準」についてです。国は原発推進一点張りです。福島県の事故の収束はそっちのけです。汚染水対策一つ見てもまったく解決方法が見えない。体制的に見てもまったく弱められていると思えます。こんなことで福島原発事故を収束させられるのですか。こっちこそ最優先ではないですか。国に福島県の原発廃炉にお金も人材ももっと振り向けろと厳しく求めるべきです。規制庁の

体制強化を再度求めますが、答弁を求めます。

農林水産部長です。大震災・原発事故ですでに500億円近い算出額の減少が起きています。それに合せますと、被災前の2330億円の47パーセントまで落ち込むという事態になります。またこれで済むという保障はありません。TPP参加をやめよという態度をもっと具体的に行動として起こすべきだと思いますが、農林水産部長の答弁を求めます。

子育て支援担当理事に再質問いたします。浜児童相談所は児童福祉司一人増やすとのことです。生活保護の削減はとくに子どものいる家庭で削減率が高くなります。四人家族で2万円も減らされるんです。まったくひどいことです。経済的理由は虐待の原因を増やします。子どもの貧困率が七人に一人という深刻な状況です。原発問題でも避難の長期化が考えられます。今後の浜児童相談所の扱い件数の推移をどのように見るかおたずねいたします。

同じく、児童福祉司は全国平均にするとどのくらい不足しているのか、せめて平均まで増やすべきと思いますが伺います。また施設の建て替えの計画をつくるべきと思いますが、再度質問いたします。

再答弁

知事

宮川議員の再質問にお答えいたします。先ほども申し上げましたけれども、県といたしましては、事故の完全収束に向けて国が総力をあげ、中長期ロードマップに基づく取組みを安全かつ着実にすすめるよう引き続き強く求めてまいります。

生活環境部長

地下水バイパス計画につきましては、国が前面にたち責任を持って、安全性の確保に取り組むこと、県民にわかりやすく丁寧に説明し理解を得ること、汚染水処理対策に万全を期すことが重要であり、引き続き強く求めてまいります。

また、地下水の情報提供につきましては、わかりやすく丁寧に迅速に説明するよう、引き続き求めてまいります。

また福島県民大集会でございますけれども、オール福島の声ということで、国への提案・要望活動、様々な活動にあたりまして、県民の皆さんの置かれている厳しい状況、その思いを強く訴えながら、県内原発の全基廃炉、あるいは事故の完全収束をはじめとする様々な課題について強く求めてきたところでございます。引き続き県民の声を、思いを強く訴えてまいります。

次に、原子力規制庁の体制の強化の話でございます。第一原発の汚染水処理対策、廃炉作業につきまして、これまで国に対して監視体制の強化をくり返し求めてきておりま

す。国が前面に立って着実に取り組むために引き続き監視体制の強化について強く求めてまいる考えであります。

農林水産部長

TPP問題についてでございますが、先の国への提案要望活動の中でも要請してきたところでございますが、被災地域の復興に最優先で取り組むこと、そして地方の基幹産業であり多面的機能を有する農林水産業が将来的にも持続的に発展していけるよう、対策を講じることを今後とも強く国に求めていきたいと考えております。

子育て支援担当理事

まず一点目でございますが、浜児童相談所のこれからの動向というお質しでございます。浜児童相談所の相談件数につきましては、平成22年度（2010年）が1195件、平成23年度（2011年）が1442件、平成24年度（2012年）が1526件ということで、平成23年度につきましては対前年で20パーセント強伸びしているわけでございますが、平成24年度につきましては5.8パーセントの増、ということである程度落ち着いてきている状況になってきつつあると思っております。

次に、二点目でございますが、児童福祉司を全国平均まで持っていくためには何人必要かということのお質しでございます。全国平均につきましては、昨年度の数字しかないわけなんですけども、人口約48000人に対して児童福祉司が一人いるというのが全国平均でございます。そのために福島県では約42人程度必要だということで、現在の児童福祉司の人数からすると9人足りないという状況になってございます。

三点目でございますが、施設の建て替えにつきましては、先ほども申し上げましたように適宜改修をしながら有効活用を図っていきたいというふうに考えております。

再々質問

宮川えみ子県議

再々質問をいたします。知事に再々質問です。国は原発は収束したと思ってるから日本の原発は世界一安全だ、再稼動もやる。被災者支援も賠償もそこそこにして打ち切る方向が見え隠れしている。原発で死んだ人はいないという自民党幹部の発言や、子ども・被災者支援法はうるかしておけという幹部役人のおごった態度が出るんです。世界一安全な原発だと誤った発信をしていたのでは、汚染水対策で世界の英知も支持も受けられないと思います。海洋汚染は世界に影響を与えかねない大問題なんです。ですからわたしが言っているのは、何度求めても、国に対して国が本気になって動くには文書で求めなければだめだと思うんです。私はそのことを言っているわけで再度答弁をお願いいたします。

子育て支援担当理事に再々質問をいたします。平均よりも9人足りないと言うわけですね。福島県の面積は全国で第3位です。本当に大変です。子育て日本一を目指すという知事も言うわけですね。せめて平均くらいは増やすという答弁はできないですか。再々質問で求めたいと思いますが、お答えいただきたいと思います。それから、施設の問題は古いだけではないんです。今、浜通り児童相談所は定数が12人なんです、条例の改正があったので基準の半分の面積しかないんですね。条例の不足経過措置でしのいでいる状況です。それで、落ち着いたと言っていますが、増えていく可能性はあるわけですね。ここは計画を立てて、予算の都合もあるかもしれませんが、建設を推進すべきだと思いますが、お答えいただきたいと思います。

生活環境部長に再々質問いたします。東電がトリチウムの濃度を5月30日に判明していたが、公表しなかったことについてどのように考えていますかということについて答弁がありませんでした。再度答弁を求めます。19日の問題について地下水と言ってもこれほどのものが出てくるわけですね。地下水と言えども汚染水の状況なんですね。このような状況では地下水の海への放流はだめだと、はっきりした態度を取らないと、国にこういうことを言わないとどうしようもない状況になっていくと思います。ネズミが入り込んで冷却水の循環系が止まったときに、次の日の特別委員会で部長は全然説明しませんでした。共産党の指摘でやっと説明して県の対応の遅れが重大問題となりました。今回も19日の問題になんら触れない、汚染水の問題や原発の重大な事態が次々起こっていることについて、危機感がないのではないかと思います。これでは県民は帰りに帰られませんし、復興だってできません。いわきの商工会議所で話したら、どんなにがんばって復興しようとしてもひとつあいう問題が出ると、たちまちキャンセルが出るのだそうです。このことについて再々質問いたします。

再々答弁

知事

宮川議員の再々質問にお答えします。繰り返しますが、安倍総理は「とても収束とは言える状況ではない」との認識を示しております。国に対しましては、国が前面に立って責任を持って中長期ロードマップに基づく取り組みを安全かつ着実に進めるとともに、除染、賠償、健康管理など本県の復興に向けた課題に全力で取り組むよう引き続き強く求めてまいります。

生活環境部長

汚染水の現状についてでございます。先日、海側の3箇所のモニタリングの井戸のひとつから高濃度の放射性物質が検出されたという件でございます。こちらにつきましては、当日私が東電から直接説明を受けまして、一つは汚染水の漏洩対策、汚染の拡大防

止対策を速やかに行うこと、モニタリング環境調査を速やかにやること、わかりやすい情報提供・速やかな情報提供を求めたところでございます。そして関係部長会議におきまして報告をいたしまして、今後それらの対策について報告を求め確認をしていく、そして県としてもモニタリングを強化していくという対応を決定して、引き続き厳しく監視してまいる考えであります。

子育て支援担当理事

児童福祉司でございますが、先ほどご答弁申し上げましたように今年度1名増やしてございます。今後とも相談件数など考慮しまして、適正配置に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして二点目でございますが、施設につきましては先ほど申し上げましたように、適時適切な監視を行いながら施設環境の改善をはかって行きたいというふうに考えております。

以上